

羽生市簡易公募型競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札において、入札に参加を希望する建設業者(以下「参加希望者」という。)を簡易な方法で公募して入札を行う制度(以下「簡易公募型競争入札」という。)を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 簡易公募型競争入札の対象とする工事(以下「対象工事」という。)は、市長が指定する。

(参加資格)

第3条 簡易公募型競争入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 地方自治法試行令第167条の11第1項において準用する同令第167条に4の規定に該当しない者であること。
 - 二 羽生市建設工事等入札参加資格に関する規則に基づく指名競争入札の参加資格を有する者であること。
 - 三 公告日から入札日までの期間に、羽生市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - 四 公告日から落札者に決定する日までの間に、羽生市建設工事等暴力団排除措置要綱(平成8年要綱第12号)の規定による指名除外の措置を受けていないこと。
- 2 必要に応じて前項のほか次の各号に定める事項に係る参加資格について定めることができるものとする。
- 一 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評価の区分
 - 二 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地
 - 三 当該工事に対応する許可業種につき、元請として一定の実績を有するものであること。
 - 四 適切な技術者を配置できる者であること。
 - 五 その他必要と認める事項

(入札の公告)

第4条 市長は、参加希望者を公募するに当たり必要な事項を公告するものとする。

(入札参加申込み)

第5条 市長は、参加希望者の参加資格の有無を確認するため、所定の期限までに、簡易公募型競争入札参加申込書(様式第1号。以下「参加申込書」という。)と確認資料(必要とする場合のみ)を提出させるものとする。

2 市長は、参加希望者の参加希望者に明らかに参加資格がないと認められるときを除き、参加申込書を受理するものとする。

(参加資格の有無の確認)

第6条 市長は、参加希望者の参加資格の有無等の確認を行い、参加資格があると認められた者(以下「参加資格者」という。)には様式第2号により、参加資格がないと認められた者には様式第3号により審査結果を通知するものとする。

2 前項の規定により参加資格がないと認められた者は、入札参加資格再確認申請書(様式第4号)により参加資格の有無の再確認を申請することができるものとする。

3 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合には、参加資格の有無を再確認するものとする。

(設計図書等)

第7条 設計図面、設計書、仕様書、特記仕様書及び契約書案(以下「設計図書等」という。)は参加資格者に関覧、貸与又は配布するものとする。

2 設計図書等についての質問及びその回答は、参加資格者のすべてに周知するものとする。

3 市長は、必要に応じて現場説明を行い、工事内容、工事条件等について説明するものとする。

(入札等の執行)

第8条 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しないものとする。

(入札等の辞退)

第9条 参加資格者は、参加資格の確認後であっても、入札を辞退することができるものとする。

(入札保障金及び契約保証金)

第10条 入札保証金及び契約保証金の納付及び減免については、羽生市契約規則によるものとする。

(入札結果等の公表)

第11条 入札結果等の公表に関しては、羽生市建設工事等に係る入札結果等の公表要領に定めるところによる。

(その他)

第12条 この要領に特別の定めのない事項は、指名競争入札に関する諸規定の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月1日から施行する。